

個人情報ファイル簿（単票）

令和 6 年 7 月 4 日作成

個人情報ファイルの名称	国民年金被保険者台帳	
市の機関の名称	角田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法の規定に基づく事務を遂行するため、市内に住所を有する国民年金第 1 号及び第 3 号被保険者の資格記録を管理するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 性別、5 年齢、6 電話番号、7 基礎年金番号、8 異動年月日、9 届出年月日、10 異動事由、11 宛名番号、12 個人番号、13 世帯番号、14 通称、15 国籍・地域、16 被保険者種別、17 取得年月日、18 変更年月日、19 喪失年月日、20 満了予定日、21 保険料区分、22 法定免除区分、23 法免除期間、24 納付申出の有無、25 産免期間、26 単胎・多胎の別、27 基礎年金番号通知書再交付申請理由、28 付加期間、29 不在期間、30 資格月数、31 免除月数、32 取消記号番号	
記録範囲	市内に住所を有する国民年金第 1 号・第 3 号被保険者（過去の有資格者を含む）	
記録情報の収集方法	国民年金被保険者等各種届出書	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課 総務係	
	（所在地）〒981－1592 角田市角田字大坊 4 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） →紙媒体の有無（政令第 21 条第 7 項に該当するファイル） ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備 考		